

# 台風19号に関する司法書士による 災害無料電話相談 (法律相談)

台風19号による浸水等の被害でお困りの方は御相談ください。

令和元年 令和元年  
開催期間 10月28日(月)～12月20日(金)

対応日時 平日の午後5時～午後7時

電話番号 048-872-8055-8056

台風被害に関するこんなお悩み、御相談ください。

住宅ローンなど  
借金を返せない

会社の事業を継続して  
いくことが難しい

台風で家財や作物が  
水に浸かる被害を受け、  
生活費に困っている

法チユン  
埼玉司法書士会  
公式キャラクター

実印やカードを  
失くしてしまった

台風でお隣の塀や  
木が倒れてきた

被災されたみなさまへ  
台風19号の被害に遭われたみなさまに心からお見舞い申し上げます。  
一日も早く生活再建やインフラの復旧等が進み、みなさまの平穏な生活を取り戻されることをお祈り申し上げます。  
埼玉司法書士会は、みなさまの不安を少しでも取り除くため  
無料電話相談を行います。

※相談は混み合うことが想定されますので、20分程度でお願いいたします。

お問合せ：埼玉司法書士会事務局 電話番号：048-863-7861



法チユン

※ 本誌面の情報は令和元年10月16日時点のもので、その後の法改正等により内容が変更されている可能性があります

### ❶ 水害にあったときに最初に知っておくべきことは何ですか？

#### 水害にあつたとき

水害の被害にあつてしまったときの対処法については、①後日の被害証明のための被害状況の写真・動画撮影、②保険会社など連絡すべき相手、③片付け、泥出しの注意点、④り災証明書の申請などについてわかりやすくまとめられた冊子があります。  
「水害にあつたとき」で検索して確認してみましょう。

\* 冊子は震災がわなく全国ネットワーク様IPより引用しました



自宅や車などが浸水などの被害にあつてしまったときには、自宅については市町にり災証明書を申請したり、火災保険や自動車の車両保険に加入している人は、保険会社への確認や、保険金の請求をします。その際、正しく被害の認定がされるように、自宅や車などの様々な場所を写真や動画で撮影しておきましょう。撮影のポイントは、「トリセツ 水害」で検索すると、常葉大学附属社会災害研究センター作成のリーフレットを入手できます。

## 1 被災者の方への支援

### ❶ ボランティアによる支援について

水害による土砂の撤去や片付けなどは、ボランティアによる支援を積極的に活用しましょう。ボランティアを頼みたいときには、地元の社会福祉協議会に連絡をして下さい。

### ❷ 当區の生活費をどうにかするには？

一定の要件を満たせば、生活福祉資金の貸付(緊急小口資金)が受けられる可能性があります。詳しくは各市町の社会福祉協議会まで。

### ❸ 災害時にお金が借りられる制度はありますか？

以下のような制度があります。【 】内が窓口となります。所得要件等がある場合もあるので、詳細は各窓口にお問い合わせください。

- ◆ 災害甲斐金庫による貸付【市町】  
災害甲斐金庫貸付(負傷・住家被害 最大350万円)
- ◆ 生活福祉資金貸付【社会福祉協議会】  
災害甲斐金庫(150万円・無利子~1.5%)  
住宅補修費貸付(250万円が目安)  
その他 総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金も。
- ◆ 母子父子寡婦福祉資金貸付金【自治体の福祉事務所】  
被災者には貸付金の支払猶予措置もあり。  
住宅の補修等については200万円以内で貸付。
- ◆ 国の教育ローン【日本政策金融公庫】  
入学資金、在学資金等の融資。一人あたり350万円以内。

### ❹ り災証明書って何？ これがあるとうなるの？

り災証明書とは、地震や風水害などの被災者からの申請により、市町が住宅の被害を調査して発行する証明書です。全壊・大規模半壊・半壊・一部壊壊・床上浸水・床下浸水などに分かれます。り災証明書は、各種支援金、税の減免、融資申請などに必要となりますので、市町の案内に従って申請してください。

災害救助法が適用された地域の、り災証明書にもとづく応急修理制度については、下で説明していますので、あわせてご確認ください。

- ◆ 年金担保貸付、労災年金担保貸付【独立行政法人福祉医療機構】  
年金額の8割かつ200万円以内など。使途は保健・医療や住宅改修資金など。
- ◆ 恩給等担保貸付【日本政策金融公庫】  
恩給年金を担保に教育費や居住関係、事業資金等を融資。250万円以内など。
- ◆ 建設・購入の災害復興住宅融資【住宅金融支援機構等】  
半壊以上の被害で住宅を建設したり購入したりする際の融資制度。
- ◆ 修理の災害復興住宅融資【住宅金融支援機構】  
り災証明書を交付された方が住宅補修の際に利用できる融資制度。
- ◆ リバースモーゲージ融資(災害時高齢者特別)【住宅金融支援機構】  
60歳以上限定の、毎月の返済を利息のみとする住宅再建用の貸付け。購入、再築修理をする不動産に第1順位の抵当権の設定が必要。元金は、借りた人が亡くなった際に不動産を処分して返済。債務が残っても相続人に請求されません。

## 2 支払の問題

### ❶ 住宅などのローンを支払えない/新たなローンとの二重ローンが心配なときは？

災害救助法の適用を受けた自然災害の影響で、住宅ローン、事業ローン、自動車ローン、教育ローンなどの支払が困難になった人は、被災ローン減免制度(自然災害債務整理ガイドライン)の活用を検討してください。自己破産と異なり、現金500万円、各種支援金、甲斐金庫などを手元に残した上で、残ったローンの免除を受けられる可能性があります。

また、今あるローンの免除を受けたあと、新たな住宅ローンによる住宅再建にもつながります。なお、この制度を利用してもブラックリストには載らず、原則として連帯保証人にも請求がいきません。詳しくは弁護士会にお問い合わせください。

### ❷ 税金の面で知っておくべきことは？

水害などの自然災害によって、家屋の浸水(一部壊壊を含む)やお墓の被害などを受けた場合には、所得控除(貸付控除)や災害減免法による所得税の軽減・免除が受けられる場合があります。詳しくは、お近くの税務署などに相談して下さい。

## 3 紛失物の問題

### ❶ 本人確認できる証明書(免許証、旅券、マイナンバーカード、保険証など)がなくなつてしまったときは？

住民票は、市町で本人確認がとれれば交付を受けることができます。まずは各市町の担当課へ。運転免許証は、お近くの運転免許センターや住所地を管轄する各警察署で再発行手続きをしてください。また、保険証が手元になくても、保険診療は受けられます。

### ❷ 銀行の通帳などがなくなつてしまつて、お金が貯るせない、再発行は？

銀行の通帳、証書、カードなどについては、多くの銀行等で無料で再発行してくれます。各銀行の窓口にお問い合わせください。通帳を紛失しても権利を失うことはありません。身分証明書があれば持参し、ないときはそのこともあわせて相談してください。

### ❸ 権利証の紛失や水没など

不動産の権利証を紛失等しても権利を失うことはありませんのでご安心を。

### ❹ 自動車なくなつてしまつた(使えなくなつてしまつた)ので、登録を抹消したい。お近くの運輸支局に確認を。

### ❺ クレジットカードがなくなつてしまつた、水没してしまつたら？

各クレジット会社に連絡をして、新たなカードの発行などを求めてください。

### ❻ 実印や印鑑登録証がなくなつてしまつたときは？

実印をなくされた場合は、印鑑登録証の廃止手続きを行ってください。印鑑登録証をなくした場合は、印鑑証明書の交付申請ができませんので、印鑑登録証の亡失手続きを行ってください。その上でどちらの場合も、印鑑証明書が必要な場合は、改めて実印を登録してください。登録には、ご本人確認できる官公署発行の証明書(運転免許証、旅券、マイナンバーカードなど)が必要です。手続は各市町の担当課に確認してください。

## 4 事業

### ❶ 会社を経営していたが、今回の自然災害で厳しい状況になっているときは？

日本政策金融公庫の融資制度、中小企業庁のセーフティネット保証制度、県の融資制度、グループ補助金(中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業)など、災害時にはいろいろな融資制度や補助金制度が活用できる場合があります。金融機関、商工会議所、県などに相談してみましょう。

### ❷ 災害救助法にもとづく「応急修理制度」とは、どんな制度ですか？

災害救助法が適用された市町では、応急修理制度といって、自宅の浸水などの被害に対する修理の一部を公費で、行ってもらえる制度が使えます。これまででは、り災証明書で「半壊」以上の被害の場合に限られていましたが(その場合の支援額は58万4000円/2018年基準)、今年から、一部壊壊でも一定の被害(10%以上の換算)の場合には、この応急修理制度が使えるようになりました。その場合の支援額は30万円です。り災証明書の取得がスタートですので、市町に相談して下さい。

### ● 応急修理制度の注意点！

- ・自分で修理してしまつた後にお金だけもらうことはできません。必ず事前にも市町に相談を。
- ・応急修理制度を使うと、その後賃貸住宅に入る権利を失います。制度を使うかは慎重に判断を。

### ❸ 弁護士さんの無料相談窓口はどこですか？

このチラシの一番上にある電話番号にお電話下さい。担当者におつなぎします。法律の問題に限らず、今回の災害のお困りごとはどんなことでも、ぜひお気軽にご相談下さい！

